







注意事項

- 1 ※印のついた欄は記載しないで下さい。
- 2 納付額を記入するときは、必ずその前に「¥」記号を付して下さい。
- 3 延滞金は、労働保険料が1,000円以上の場合において、督促状の送付を受け、その指定期限までに完納されなかったときは、納付を要します。  
 延滞金の額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条、同法附則第12条及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条の計算方法（元本金額×延滞金利率×納期限の翌日から納付日の前日までの日数÷365）により計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。
- 4 延滞金を支払わなければならない場合において領収した金額が保険料、追徴金及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収した金額を保険料、追徴金及び延滞金の順に充当します。
- 5 この納入告知書は、3枚1組の複写式となっておりますから、3枚とも納付の場所に提出して下さい。

備考

- 1 用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 別紙第4号書式の備考4、14及び15は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
- 4 住所氏名欄は、左端から4.3cm上端から5.5cmの部分に縦4.7cm、横8cmの大きさで設けること。
- 5 納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。